

勧誘方針

「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、当社の勧誘方針を次のとおり定め、適正な商品の販売活動に努めてまいります。

1. 保険商品等の販売に際しましては、保険業法、金融商品の販売等に関する法律、消費者契約法およびその他各種法令等を遵守し、適正な販売を心掛けます。
2. お客様の保険商品等に関する知識、加入目的、財産状況等を総合的に勘案し、お客様の意向と実情に沿った適切な保険商品等のご案内に努めてまいります。
3. 市場リスクをとまなう投資性商品については、お客様の投資経験、投資目的、資力等を勘案し、商品やリスクの内容等の適切な説明に努めます。
4. ご説明に際しましては、説明方法等に工夫を凝らし、内容を正しくご理解いただけるよう、わかりやすい説明を心掛けます。
5. 保険事故が発生した場合の保険金のお支払い手続きに際しましては、迅速かつ的確に処理するよう努めてまいります。
6. お客様からのご照会等につきましては、親切・丁寧に対応するとともに、ご意見・ご要望につきましては真摯にお聴きし、今後の商品開発・販売方法等の改善に活かしてまいります。

「金融商品の販売等に関する法律」(平成 12 年法律第 101 号)の概要については、金融庁のホームページをご覧ください。

制定日 2013 年 4 月 1 日
リライアブル・ライフ・インシュアランス株式会社
代表取締役 脇本 肇